

令和3年5月25日

内閣府地方創生推進室

関係人口創出・拡大のための対流促進事業に係る補助事業者の公募について

(公募要領)

1. 事業の目的

地域に住む人々だけでなく、地域に必ずしも居住していない地域外の人々に対しても、地域の担い手としての活躍を促すこと、すなわち地方創生の当事者の最大化を図ることは、地域の活力を維持・発展させるために必要不可欠である。このため、地域外から地域の祭りに毎年参加し運営にも携わる、副業・兼業で週末に地域の企業・NPO で働くなど、その地域や地域の人々に多様な形で関わる人々、すなわち「関係人口」は、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながるほか、将来的な移住者の増加にもつながることが期待される。また、関係人口の創出・拡大は、受入側のみならず、地域に関わる人々にとっても、日々の生活における更なる成長や自己実現の機会をもたらすものであり、双方にとって重要な意義がある。このため、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）（令和2年12月21日）において、「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」との目標の下、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口の創出・拡大」を位置づけ、推進している。

この中で、内閣府地方創生推進室では、全国各地で関係人口が地域と関わり合いながら地域活性化に貢献する姿を目指し、都市住民等と地域のマッチングや地域課題に関わるための仕掛けづくり等の自走可能な取組モデルの構築を進める中間支援組織を支援することとしており、特に実現性及び自立性の高い事業に対して「関係人口創出・拡大のための対流促進事業」（補助タイプ）（以下、「本事業」という。）により支援することで、早期の自立・自走化により関係人口の創出・拡大に資する事業を社会実装していくことを目指している。

2. 本事業の概要

(1) 事業内容

本事業では、

①関係人口の創出・拡大のために民間事業者等が実施する都市住民と地域とのマッチング支援等の中間支援の取り組みであって、

②その取り組みが他の地域や事業者が参考となり、あるいは関係人口に関する取り組みを牽引すると見込まれるモデル性を有するもので、

③原則複数の地域において実施が見込まれる具体的な取り組み

のうち、特に支援後早期の自立・自走により効果発現が期待されるものや、将来的に広範な横展開が期待されるモデル事業を採択し、地方創生支援事業費補助金により支援する。

採択の対象は交付決定後に着手する新たな取り組みのみならず、既存サービスやプログラム等の発展・改良といった視点での取り組みも対象とする。

ただし、①～③の要件のいずれかに該当している場合は採択の対象とはならない。

①申請資格を満たしていない場合

②他の補助金等との重複、申請経費の内容が不透明あるいは不適切など、補助金の使途が適正でない場合

③既存の取組と全く同様の取り組みの場合

(2) 申請者等

①対象機関

関係人口の創出・拡大に取り組む申請資格を満たす法人（地方公共団体を除く）とする。

②申請者及び実施者

①の法人において申請し、交付決定を受けて実施するものとする。

ただし複数の団体が連携して所謂コンソーシアムとして応募することは可能であり、その際は、本事業へは①の法人が代表して申請し、当該法人1者が交付決定を受けて実施する。

③申請資格

(ア) 日本に拠点を有する法人であること。

(イ) 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

(ウ) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を

有していること。

- (エ) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (オ) 内閣府からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (カ) 過去3年以内に情報管理の不備等を理由に内閣府との契約を解除されている者ではないこと。
- (キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。
- (ク) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が所属していないこと。
- (ケ) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある者ではないこと。

(3) 事業の実施体制

補助事業を円滑かつ適切に行うため、以下の能力・実績を有していることを、応募書類において示すこと。

- ① 関係人口の創出・拡大に関する経験・専門知識を有し、かつ、事業の実施に必要な組織、人員を有していること。
- ② 関係人口の創出・拡大について、実態調査やスキームの構築等による課題解決策の立案、関係者間の合意形成や、国内の多様な民間事業者の参画促進等を実施できる、コロナ禍にあっても柔軟な課題解決のための能力を持つこと。
- ③ 事業実施に際し、取り組みに関わる地元関係者（産学官民等）との連携・協力体制を持つこと。
- ④ 適切な会計処理及び管理ができる専門知識を有する人材が確保できること。

(4) 選定件数

申請の状況により予算の範囲内で採択し、支援する。

概ねの予定件数：4件程度

(5) 対象経費等

交付要綱に基づき、採択された計画に基づく事業のうち、本事業において補助金を充当することが適当である経費（補助対象経費）については、地方創生支援事業費補助金により経費を措置する。ただし当該計画に他の国庫補助事業等からの支援が充当される場合、本事業による経費措置が受けられなくなるため、他のプロジェクト等との区分や相違を十分整理した上で、実施計画及び資金計画を作成すること。

- ① 国庫補助基準額（定額（10/10相当））

1事業あたりの上限額 5,000千円

② 対象経費等

対象経費は、以下のとおり。

【物品費】

i) 設備備品費

本事業を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、又は据付等の経費に使用できる。なお建物等施設の建設、不動産所得に関する経費については使用することができない。

ii) 消耗品費

本事業を遂行するために直接必要な事務用の消耗品等の経費に使用できる。

【人件費・諸謝金】

i) 人件費

本事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費に使用することができる。

ii) 諸謝金

本事業を遂行するために直接必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できる。

【旅費】

本事業を遂行するために直接必要な国内旅費に使用できる。執行に当たっては、必要人数を十分精査すること。なお、本事業の性質上、外国への旅費に関しては認められない。

【借料費】

本事業を遂行するために必要となる機械器具や交通用具、会場等の借上げに係る経費に使用できる。

【その他】

i) 外注費

本事業を遂行するために直接必要な外注に係る経費に使用できる。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられる。

※本費目は請負契約によるものに限る。委任契約によるものは下記「vi」その他（諸経費）」の委託費として計上すること。

ii) 印刷製本費

本事業に係る説明会やセミナーなどに必要な資料など、本事業を遂行するために直接必要な資料等の印刷や製本に要した経費に使用できる。

iii) 会議費

本事業を遂行するために直接必要な会議等の開催に要した経費に使用できる。例えば、会場借料、飲み物代などが挙げられる。

iv) 通信運搬費

本事業を遂行するために直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できる。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられる。

v) 光熱水料

本事業を遂行するために直接必要な電気、ガス及び水道等の経費に使用できる。なお、本事業に係る使用量が特定できる必要がある。

vi) その他（諸経費）

上記の各項目以外に、本事業を遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できる。

なお、本事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や講演者の慰労会、懇親会等経費、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）や本事業の目的に照らして適当で無い経費（単なる地域に関する情報発信に係る経費、イベント等の参加者の現地訪問に係る飲食費、交通費、宿泊費等）には使用できない。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できない。

※本事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である等、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができる。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の30%を超えないこと。

(6) 補助事業実施期間

令和3年度の交付決定の日から令和4年3月31日までとする。

3. 選定方法等

(1) 審査の流れ

本事業の採択のための審査は、「関係人口創出・拡大のための対流促進事業選定委員会」において行う。審査は、原則として本公募要領に基づき申請された応募書類により書面審査を行い、採択候補をまとめる。内閣府地方創生推進室はこの委員会の候補の提出を受けて、採択する計画を決定する。

(2) 選定のポイント

評価項目及び審査基準等については、「令和3年度 関係人口創出・拡大のための対流促進事業 審査要領」のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

(4) 補助金申請等

採択された応募者は、採択後、速やかに交付要綱に従って補助金申請を行うこと。その際、事業実施地域の市町村からの推薦書が必要となるが、市町村に対して当該申請が交付要綱第2条の目的に合致しているか判断を求める際には、別紙を参考とすること。また、採択後、事業の準備を始めて構わないが、支援の対象となるのは交付決定日以降となることに留意すること。

4. 事業の実施に当たっての留意事項

(1) 補助金の執行に係る事務等

- ① 本補助金の財源は国の予算であり、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」及び交付要綱等に基づき、申請書や報告書の作成・提出、経理や財産管理等を適切に行うこと。
- ② 補助事業者が法令や要綱及びこれらに基づく指示に違反等した場合は、交付決定の取消や補助金の返還を命ずることがある。

(2) 関係法令の遵守等

- ① 事業の実施にあたり関係法令を遵守するとともに、必要な許認可等は補助事業者の責任において取得すること。
- ② 事業において取り扱う個人情報の保護及び情報セキュリティに関する体制等を整備すること。
- ③ 一般参加者の安全を十分確保した上で事業を実施すること。

(3) 事業の進捗等の報告

内閣府地方創生推進室または別に指定する団体の求めに応じて、事業の進捗報告や資料提供を行うこと。またモデル事業実施内容に関する成果報告会を行うので協力すること。

(4) 名義使用等について

事業の実施にあたり「内閣府「関係人口創出・拡大のための対流促進事業」採択事業」「内閣府モデル事業」との表記・案内は差し支えないが、共催・後援として内閣府の名称を使用する場合には別途手続きが必要であるため、内閣府地方創生推進室と時間的余裕を持って協議すること。

5. 申請方法

(1) 公募期間

令和3年5月25日（火）～令和3年6月18日（金）正午

(2) 応募書類

申請提出書及び様式1～3を作成し、提出すること。なお様式1は10枚以内、様式2は2枚以内とすること。このほか添付資料がある場合は、別添（A4番・様式任意）とすること。

なお採択される場合、様式1③（事業実施体制）、様式2（事業スケジュール）、様式3（収支予算案）を基として「3.（4）補助金申請等」における提出書類を作成すること。

様式1	
①モデル事業実施地域の概要・課題	<ul style="list-style-type: none"> ●事業実施地域の概要・課題 ●関係人口創出・拡大に係る取組のビジョン・テーマ設定
②モデル事業の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●取組の全体概要や事業スキーム図 ●具体的な内容と期待される効果
③申請者の概要・事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ●申請者の概要（コンソーシアム等の場合、代表者以外を含む） ●関係人口の創出・拡大に関する取り組みの実績 ●事業実施体制・役割分担
④成果検証	<ul style="list-style-type: none"> ●本事業による成果目標（KPI）及びその検証方法
⑤自立・自走化に向けた計画	<ul style="list-style-type: none"> ●事業実施後の見通し ・令和4年度以降の事業展開 ・事業展開に対応した収支計画
様式2	
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ●事業スケジュール ・令和3年度における実施ステップごとのスケジュールについて可能な範囲で詳細に記載すること。
様式3	
収支予算案	<ul style="list-style-type: none"> ●支出 ・令和3年度におけるモデル事業に係る所要経費について記載

	<p>すること。補助金を充当しない経費を含め事業にかかる経費をすべて記載することとし、補助金の充当費目と金額を明示すること。</p> <p>●収入</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度におけるモデル事業による収入予定額を記載すること。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 応募書類の提出先・提出方法

【担当部局・提出先】

内閣府地方創生推進室

住所：東京都千代田区永田町1-11-39（永田町合同庁舎6階601）

電話：03-5510-2457

電子メール：e.kankei.s6p★cao.go.jp（メール送信の際は、★を@に置き換える）

担当：鈴木、五十嵐、岸、石村

【提出書類】

申請提出書 及び 様式1～3 （計4点）

【提出方法】

提出書類をすべてPDFファイルへ変換の上で1つのPDFファイルにまとめ、電子メールにて上記担当部局へ提出すること。なお、提出ファイル名は「（団体名）提出書類一式」とすること。

※電子メールのデータ容量は1通あたり10メガバイト以下とする。

※メール未達の場合でも、当方は一切の責任を負わないものとする。

※提出時のメール件名は「【提出】（団体名）関係人口創出・拡大のため対流促進事業（補助事業）」とすること。

(4) 問い合わせ

申請手続きや書類の作成方法等に関する問い合わせは、(3)の担当部局宛て電子メールにて受け付ける。なお、問い合わせの期限は、令和3年6月11日（金）17時とする。

Q&Aをホームページにて公開しているので参考にすること。

(URL : <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kankei/index.html>)

(5) 留意事項等

- ① 公募期間終了後に提出書類の差し替えは認めない。ただし内閣府地方創生推進室から求めた場合はこの限りではない。
- ② 申請された応募書類は内閣府地方創生推進室において審査の資料として使用し、その他の目的には使用しない。
- ② 本事業において作成された著作物の著作権等は原則補助事業者に帰属するが、内閣府地方創生推進室が補助事業者に協力を求めて作成する資料（事例集等）に係る著作権については内閣府地方創生推進室に帰属する。

(6) スケジュール案

令和3年6月18日（金）	公募期間末
6月下旬	選定結果の通知
7月上旬	交付決定